

令和8（2026）年度 かわさき子どもの権利の日事業
市民企画事業実施要領

1 目的

川崎市子どもの権利に関する条例第5条に定める「かわさき子どもの権利の日」の前後において、市民団体等による企画を支援する市民企画事業を実施することで子どもの権利に関して広く市民の関心と理解を深める。

2 事業内容

川崎市子どもの権利に関する条例第5条に定める「かわさき子どもの権利の日」の前後に市民団体等が実施する子どもの権利に関連する学習会、講演会等の企画について、かわさき子どもの権利の日事業実行委員会（以下「実行委員会」という）が支援するものとする。

（1）対象団体

次の要件を全て満たしている市民団体等とする。

- ・川崎市内に活動拠点があるNPO法人及び市民団体等であること。
- ・活動範囲が川崎市及びその周辺であり、地域に根ざした活動をしていること。
- ・活動目的や活動内容が「かわさき子どもの権利の日」の趣旨にふさわしいこと。
- ・特定の政党、政治団体、宗教団体、宗派の活動や利益に関わりがないこと。
- ・活動目的や活動内容が営利・営業を目的とせず、活動目的や活動内容が公共の利益に反しないこと。

（2）対象企画の実施時期

かわさき子どもの権利の日（11月20日）の前後1か月の令和8（2026）年10月中旬～12月中旬とする。

（3）対象企画

広報等で市民から参加者を広く募集し、川崎市内の開かれた会場にて参加費無料（材料費等の実費負担を除く）で行う子どもの権利に関連する1つ以上の企画とする。企画の実施責任については、対象団体が負うものとする。

また、企画内において必ず子どもの権利の普及啓発を実施すること。

（4）支援内容

実行委員会は、次のことについて支援するものとする。

ア 経費

企画を実施する1団体について、18,000円を限度として経費を支出する。経費は、①会場費、②謝礼（講師・保育）、③広報費、④消耗品費、⑤運搬費に充てるも

のとする。

ただし、企画を実施する団体のメンバーが講師をする場合の講師謝礼、個人に係る経費、保険料、振込手数料、交通費、食材費、飲食代等、上記に当てはまらないものは対象外とする。

また、当該事業の実施にあたり公的機関から助成金等を受け取っている企画及び当初の計画と内容が大きく変更になった企画については、原則、経費は支払わないものとする。

なお、支払いは市民企画事業報告書の内容確認後、団体が指定した口座に振込む。

イ 広報

実行委員会は、対象団体が作成した対象企画の広報チラシについて、公的機関への配布協力等を行う。なお、対象企画の広報チラシには、必ずかわさき子どもの権利の日の広報を含まなければならない。

3 申込み

市民企画事業計画書（別紙様式1）に必要事項を記入の上、別途定める期日までに実行委員会事務局へ申込むものとする。

4 対象団体及び対象企画の決定

対象団体及び対象企画は、実行委員会において次の項目について審議し決定する。応募多数の場合は、提出書類をもとに選考を実施する。

- （1）団体の活動目的や活動内容、企画の実施目的が子どもの権利啓発に繋がるもので、かつ市の施策と合致している。
- （2）企画の内容が広く市民の共感を得られ、かわさき子どもの権利の日の趣旨を伝えている。
- （3）企画内において、効果的と考えられる手法で子どもの権利の普及啓発を実施している。
- （4）企画が川崎市内で実施され、広く市民に参加を呼びかけている。

5 事業の報告

対象団体として決定した団体は、企画終了後に実行委員会事務局に市民企画事業報告書（別紙様式2）に必要事項を記入の上、別途定める期日までに提出する。

なお、企画実施時に子どもの権利の普及啓発を行わなかった団体や、作成した広報チラシにかわさき子どもの権利の日の広報を含んでいない団体は、支援の対象外とみなす場合がある。

6 その他の事項

この要領に定めるもののほか、かわさき子どもの権利の日事業市民企画事業の実施について必要な事項は、かわさき子どもの権利の日事業実行委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日より施行する。